

(配布先)

事務連絡(安-2020-33)

2020年9月14日

施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
設備部長・安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



作業手順等の確認について(要請)

安全環境本部安全部長より要請がありましたので連絡します。

過日、他支店にて適切な作業手順を指示せず、取引業者任せで作業をさせたこと
によって、災害が発生しました。別紙参照。

現場において、作業手順を決めずに作業をすることは、あってはいけないことです。
当社と打ち合わせをした作業手順・作業手順の変更・予定外の作業等役割分担を
しっかりと決め、関係者に周知させてから作業をしてください。

別紙要請を徹底して下さい。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-24
令和2年2月9日

安全環境本部
安全部長



作業手順等の確認について（要請）

過日、当社作業所において、バックホウを用いて敷鉄板をトラックに積み込む作業中、荷台上の作業員の足首が、吊荷と荷台床の間に挟まれ負傷するという休業災害が発生しました。

当日の災害発生作業については、当社に対し作業の実施について報告はあったものの、作業手順等の詳細については報告がなく、クレーン機能がついていないバックホウを使用し、オペレーターと玉掛け者ともに無資格であったことが災害発生後に判明しました。また、調査の結果、取引業者職長が適切な作業手順を指示していなかったことも分かりました。

つきましては、このような作業手順等の確認不足による災害を二度と発生させないため、作業所関係者に改めて下記事項を再徹底させてください。

記

1. 当社と打合せした作業手順を変更する時及び当日の予定のない作業を行う時は、必ず当社の担当者に報告させ、当社を交えて手順の確認・見直しを行い、責任者の承認後に、関係者全員に理解させてから作業をすすめる。
2. 上記ルールを徹底させるため、作業手順変更・予定外作業の報告先と承認者を『見える化』する。（別紙参照）

以 上

作業手順変更時のルール

■ 作業手順の変更・非常定常作業発生。



■ 作業をストップし、清水建設作業所担当者を交えて、手順の確認・見直しを行い、関係者全員に周知させる。



■ 現場統責者の了解のもと、作業を再開する。

取引業者

責任者名(正)

(副)

すべての作業員は上記ルールを遵守する事

作業所